(五)	(六)	(七)	(八)	(九)
屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を有する建築物	非常用の照明装置を有する建築物	給水タンク又は貯水タンクを有する建築物	冷却塔設備を有する建築物	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(ち)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(ち)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ち)項、(と)項、(ナ)項及び(ム)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(五)	(六)	(七)	(八)	(九)
屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を有する建築物	非常用の照明装置を有する建築物	給水タンク又は貯水タンクを有する建築物	冷却塔設備を有する建築物	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物
第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(ち)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄及び前項の表二の(ち)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(ち)項、(と)項、(ナ)項及び(ム)項の(ろ)欄に掲げる図書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)